

第13回町工場見本市 出展規約

(お申込みの前に必ずお読みください。)

1. 出展申込みについての注意

- (1) 申込み締切りは2026年7月24日(金)までです(必着)。出展を希望される方は、申込書に必要事項を記入のうえ、ホームページより申請いただくか、町工場見本市運営事務局(以下「運営事務局」という)までFAXかメールにてお送りください(出展者申込書はホームページよりダウンロードできます)。
- (2) 出展者及び出展内容が、関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、特定の政治思想や宗教の啓蒙活動に関連すると思われるもののほか、本見本市の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、出展受付のお断り又は出展受付の取消しをさせていただく場合があります。受付のお断り、取消しにより生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負いません。
- (3) 申込小間数は1企業あたり2小間までとします。なお複数小間を希望されている場合でも、出展希望状況によっては小間数を減少させていただく場合があります。
- (4) 本申込みは出展をお約束するものではありません。
出展の申込みが予定小間数(50程度)を超えた場合は抽選により出展企業を決定いたします。その場合は、葛飾区内企業の出展を優先するとともに、過去の町工場見本市における出展回数が6回以上の企業の優先出展枠を設けます。
- (5) 出展料の請求書は、出展決定の通知に同封します。出展料を期限内にお支払いいただけない場合は、出展取消しをさせていただく場合があります。
- (6) 出展決定の通知を受けた後の出展の取消しは原則として認められません。やむなく出展の取消しを希望する場合は、書面にて運営事務局にその理由を提出し、主催者の承認を受けてください。なお、出展を取消された場合には、開催日の1ヶ月前までなら50%、それ以降は100%のキャンセル料が発生します。
- (7) 開催後の出展者アンケート(年2回程度)は必ず提出してください。

2. 小間位置の決定及び小間の転貸等の禁止

- (1) 小間位置については、出展者説明会において抽選で決定します。抽選に参加できない場合は主催者にて小間位置を決定します。
- (2) 展示効果の向上のために、主催者側で小間図面の変更や再配置を行うことがありますが、出展者は抽選による決定以降、小間位置の変更に対する不服申し立て及び賠償請求は行えないものとします。
- (3) 出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することは出来ません。

3. 共同出展の取扱い

- (1) 1小間に2社以上が共同出展する場合、1社が代表して申込み(以下、「代表出展者」と称する)、共同出展する企業名と所在地を申込み記入欄に併記してください。
- (2) 運営事務局からの連絡・資料の送付等は、代表出展者あてのみとします。また、公式ホームページや印刷物等の共同出展者情報の表示は社名のみとすることがあります。

4. 会場内の行為の制限

- (1) 出展者は本見本市の開催趣旨に合致し、申込書の出展内容に明示した内容以外の展示や配布行為は出来ません。
- (2) 出展者は自社展示スペース以外での展示・実演・宣伝を行うことは出来ません。
- (3) 近隣の小間の出展者からの苦情に対して、運営事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、該当小間の出展者はその変更の要請に応じるものとします。
- (4) 運営事務局は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると判断される展示物や行為、並びに展示会の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なおその際の撤去等は出展者側の責任により行うものとします。
- (5) 特定の企業、他の出展者や出展物を非難・攻撃する展示や行為、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある展示や行為であると主催者が判断した場合は、出展者はその展示もしくは行為を中止する必要があります。この場合、主催者は出展者に対して返金ほか一切の責任を負いません。
- (6) 出展者の試供品の配布、物品販売等に係るトラブルについては、主催者は一切の責任を負いません。

5. 個人情報の取り扱いについて

出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な方法で取得してください。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用してください。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から事前に「同意」をとってください。出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をしてください。出展者は展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合は、両者で協議し、当該紛争の解決にあたってください。その際、主催者は一切の責任を負いません。

6. 補償と保険について

- (1) 出展者およびその代理人が他の小間、展示会運営設備または展示会場の設備および人身などに損害を与えた場合は、その保証は出展者の責任となります。
- (2) 会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをおすすめいたします。

7. 出展物の搬入・搬出と撤去

- (1) 展示物などの会場への搬入期間および会場での設営工事などの詳細は出展者説明会でご案内します。

- (2) 会期中は主催者の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去および移動することは出来ません。
- (3) 展示品や小間内の保守および清掃は、出展者の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品および物品は、出展者の費用および危険負担で主催者が撤去します。

8. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について事故防止に細心の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷)について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 運営事務局は、会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、出展小間内に立ち入り、点検し、適宜の措置をとることができます。
- (4) 主催者は、本見本市媒体資料・データ等の偶発的な誤字・脱字によって生じた損害に対して一切の責任を負わないものとします。
- (5) 主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。
- (6) 出展者およびその代理人が他の小間および設営、または展示会場の設備や人身などに損害を与えた場合、主催者はその責任を負いません。

9. 著作権の使用許諾と保証条項

- (1) 出展者が出展スペース等に掲載した著作物は、本展示会の広報活動のために、公式ホームページおよび本展に関わる各種印刷物や広告、メールマガジン、メディア媒体等への掲載を許諾いただいたものとします。
- (2) 出展者は主催者に対し、展示会の出品またはこれに関連する出品品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権、肖像権、その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。
- (3) 本条に関する出展者の義務はENEXの出展規約第11条および第13条に準拠するものとします。

※ENEX出展規約



10. 開催の中止・中断

- (1) 以下の場合により、主催者は展示会の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、中断、会期の短縮および会期日程や会場の変更をすることがあります。
・展示会が開始される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断した場合。
・政府、行政、及び公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないとして判断した場合。
・不可抗力の事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合。
- (2) 前項の不可抗力の事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めによらない事由を指します。
- (3) 出展者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益的事態については責任を負わないものとします。
- (4) 主催者は、前項に基づき本展示会の開催を延期又は中止した場合、それに伴って出展者に生じた損害について何ら賠償する責任を負わないものとします。但し、本展示会を事前に中止した場合は、出展料の全額を出展者に返金します。
- (5) 主催者が第1項に基づき本展示会の開催を延期する場合、出展者の支払った出展料金は、当該延期された展示会への出展料に充当するものとします。但し、本展示会が大幅に延期されることにより、出展者の営業活動上、本展示会へ出展する意義に重大な影響があることを出展者が主催者に通知し、主催者がそれを認めた場合、出展者は、出展契約を解除することができるものとします。
- (6) 主催者は、本条第4項に準じて出展料金の返却を行うものとします。
- (7) 主催者は、本展示会が中止又は延期された場合であっても、出展者に対し、本条第4項及び第5項に定められた返金を行う以外、何ら債務を負担しないものとします。

11. 契約の解除

- 主催者は出展申込者が次のいずれかに該当するときは、事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。
- ・出展料の全部または一部を支払わない場合。
 - ・手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
 - ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会勢力を利用していることが判明したとき

12. 出展要項と展示規約の承認

すべての出展者あるいは代理人は本出展要項および主催者が制定する各種規約を承認したものとします。

町工場見本市運営事務局

URL: <https://machikouba.jp>
〒100-8079 東京都千代田区大手町1-7-2 産経新聞社 事業本部内
Tel: 03-3273-6041 Fax: 03-3241-4999
E-mail: machikouba@sankei.co.jp